

# 葬儀後から四十九日まで

服忌表（明治七年太政官布告武家制服忌令）

死亡した人		忌み日	服日	適用
父	実父母	50日	13ヶ月	家督相続の養子は実方の養母嫡母継母の服忌なし、 嫡母継母を以て養母とするときは、遺産相続をなす 養父母の服忌に依る。 養実雙方あるときは養父母のみの服忌を受く。
	遺産相続をする養父母	50日	13ヶ月	
	をしない養父	30日	150日	
	継父、嫡母、継母 夫の父母	10日 30日	30日 150日	
祖母	実方の父方祖父母	30日	150日	服忌を受くべき者養子にして養実雙方あるときは実方の 祖父母の服忌は半減とす、嫡孫承祖のときは実父母と 同じき服忌に依る。
	養方の父方	30日	150日	
	実方の母方	20日	90日	
	養方の	20日	90日	
曾祖父母	父方曾祖父母	20日	90日	服忌を受くべき者養子にして養実雙方あるときは養 方のみの服忌を受く 遠慮1日
	母方曾祖父母	-	-	
高祖父母	父方高祖父母	10日	30日	服忌を受くべき者養子にして養実雙方あるときは養 方のみの服忌を受く 遠慮1日
	母方高祖父母	-	-	
	夫	30日	13ヶ月	
	妻	20日	90日	
子	家督と定めたる嫡男	20日	90日	服忌を受くべき者養子にして養実雙方あるときは養 方のみの服を受く 嫡孫承祖のときは嫡子と同じき服忌に依る。
	養子	20日	90日	
	定めざる	10日	30日	
	其の子女	10日	30日	
孫	家督と定めたる嫡孫	10日	30日	服忌を受くべき者養子にして養実雙方あるときは養 方のみの服を受く 嫡孫承祖のときは嫡子と同じき服忌に依る。
	と定めざる孫	3日	7日	
	娘方の孫	3日	7日	
	曾孫玄孫	3日	7日	娘方には服忌なし
兄弟	兄弟姉妹	20日	90日	服忌を受くべき者養子にして養実雙方あるときは実 方は互に半減し服忌を受け又遺産相続をなさざる養 子なるときは養方に対しても半減し服忌を受く
姉妹	異父兄弟姉妹	10日	30日	
伯叔父母	父方伯叔父母	20日	90日	服忌を受くべき者養子にして養実雙方あるときは実 方に対しては半減し服忌を受く
	母方伯叔父母	10日	30日	
甥姪	兄弟の子	3日	7日	服忌を受くべき者養子にして養実雙方あるときは実 方に対しては服忌なし
	姉妹の子	3日	7日	
	異父母兄弟姉妹の子	2日	4日	
従弟 父姉 兄妹	父の兄弟姉妹の子	3日	7日	上 同
	母の兄弟姉妹の子	3日	7日	

(備考)

- 遺産相続をなさるる養子に在りては、養方に付いては「父母」及「兄弟姉妹」の外服忌を受けず、実方に付いては全て定式の通りなり。
- 服忌の日数は死去の日より計算す。
  - 1日は毎夜12時までとす。
  - 7才以下の死者に付いては服忌なし但其の父母は3日遠慮其外の親類は1日遠慮すべし。8才よりは定式の通りなり。
  - 7才以下の者は服忌を受くることなし但父母死去のときは50日遠慮其外の親類の時は、1日遠慮すべし8才より定式の通りなり。
  - 遠路に於いて死を聞きたるときは其の聞きたる日より服忌の残日数のみを受くべし若し日数過ぎたるときは1日遠慮すべし但父母死去したるときは其の聞きたる日より計算して定式の日数服忌を受くべし。